

栃木県知事選挙のお知らせ

入場券は、圧着ハガキで世帯主様宛てに郵便で届きます。(ハガキ1枚に4人分掲載されます。)
問選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎(57)4114 FAX(57)4190 ✉soumu@town.nogi.lg.jp

◆投票日

11月15日(日) 7時~20時 《告示日 10月29日(木)》

※投票所は11月号でお知らせします。

◆期日前投票期間・時間

10月30日(金)~11月14日(土) 8時30分~20時

◆期日前投票所

役場本館2階 大会議室 ※エレベーターがございます。

持ってくるもの

入場券(届いている場合) ※入場券は10月29日発送予定です。

投票できる方

- ・平成14年11月16日以前に生まれた方
- ・令和2年7月28日以前に野木町に住民票が作成された、又は転入届をした方で、引き続き野木町に住んでいる方

《最近転入した方はご注意を!》

栃木県内の他の市町から令和2年7月29日以降に野木町に転入した方は、選挙人名簿に登録のある前住所等で投票することができます。前住所等で投票する際には、投票所で市町村長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所がある旨の証明書」(無料)を提示するか、又は「引き続き県内に住所を有することの確認」(無料)を申請する必要があります。(証明書は、最寄りの住民登録窓口などで取得できます。)

期日前投票とは?

投票日当日、仕事、学校、レジャーなどの理由で投票所へ行けない場合は、投票日前に期日前投票ができます。

《「宣誓書兼請求書」が「投票所入場券」と一体になりました》

期日前投票を行う際は、宣誓書兼請求書の提出が必要となります。投票所入場券の裏面に「宣誓書兼請求書」を印刷しました。あらかじめご自宅等で必要事項を記入してからお越しいただくと受付の時間が短縮できますので、ぜひご利用ください。

※今までの様式のもの、期日前投票所に用意します。また、ホームページにも掲載しますので、こちらをご利用いただいても結構です。

不在者投票とは?

- ・遠方に滞在されている方
- ・指定病院等に入院又は入所されている方
- ・介護保険法で要介護5の方
- ・身体に重度の障がいのある方

などの理由で投票所に行けない方のために、不在者投票・郵便等による不在者投票制度があります。それぞれ該当要件があります。また手続きには時間がかかりますので、お早めに選挙管理委員会までお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症への対策について

投票所や開票所において、消毒液の設置や換気などの対応を行います。投票の際にはマスクの着用やせきエチケットの徹底、周りの人との距離を保った行動にご協力ください。皆様のご理解、ご協力をお願いします。